

○小郡市協働のまちづくり推進事業支援金交付規則

平成26年 3月31日

規則第24号

改正 平成27年 3月26日規則第14号

平成28年 4月22日規則第24号

令和 4年 3月28日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、地域住民が地域課題を自主的に解決し、地域の連帯意識の高揚及び地域の個性を生かしたまちづくり活動を行う校区の協働のまちづくり組織(以下「まちづくり組織」という。)に対する小郡市協働のまちづくり推進事業支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 校区 市立小学校の通学区域をいう。
- (2) まちづくり組織 行政区その他の校区において活動する団体等で構成される組織であって、地域の課題の解決に取り組む住民による主体的なまちづくり活動を行うもの(規約を定めているものに限る。)をいう。

(支援金の交付)

第3条 支援金は、まちづくり組織が本市と協働しながら地域の身近な課題を自主的に解決するとともに、地域の特性に応じた魅力ある地域づくりを推進するために行う諸活動に対し、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、交付の対象としない。

- (1) 営利活動、宗教活動又は政治的活動を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反することを目的とするもの
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

(支援金の種類等)

第4条 支援金の種類及び交付内容は、次のとおりとする。

- (1) 運営交付金 まちづくり組織の運営に要する経費に対する交付金
- (2) 事業補助金 まちづくり組織の事業の実施に要する経費に対する補助金

(運営交付金の額)

第5条 運営交付金の額は、一のまちづくり組織につき均等割50万円と当該まちづくり組織を構成する行政区1区あたり1万円に行政区数を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 運営交付金は、当該年度の決算において余剰金を生じたときは、総事業費の3割を上限とし、これを繰越しすることができる。

(平27規則14・平28規則24・令4規則13・一部改正)

(運営交付金の交付申請)

第6条 運営交付金の交付を受けようとするまちづくり組織は、小郡市協働のまちづくり推進事業(運営交付金)交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規約
- (2) その他市長が必要と認める書類

(運営交付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、運営交付金の交付を決定したときは小郡市協働のまちづくり推進事業(運営交付金)交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をしたまちづくり組織に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付けることができる。

(運営交付金の請求及び支払)

第8条 前条の規定により運営交付金の交付決定を受けたまちづくり組織は、前条第1項の通知を受けた後、速やかに市長が指定する様式の請求書により、市長に運営交付金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、請求があった日から30日以内に当該まちづくり組織に運営交付金を交付するものとする。

(事業補助金の対象事業)

第9条 事業補助金の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、まちづくり組織が行う次に掲げる事業とする。ただし、第1号に掲げる事業は、地域の重要課題として先行的に取り組むよう努めることとする。

- (1) 防災・防犯に関すること。
- (2) 環境保全・地域美化に関すること。
- (3) 教育・青少年の健全育成に関すること。
- (4) 健康・福祉に関すること。
- (5) スポーツ・文化の振興に関すること。
- (6) 講演会、研修会等の実施に関すること。
- (7) 宣伝・広報活動に関すること。
- (8) その他地域の特性を活かしたまちづくり活動に関すること。

(事業補助金の対象経費)

第10条 事業補助金の対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち、別表第1に定める経費とする。

(令4規則13・一部改正)

(事業補助金の率及び上限額)

第11条 事業補助金の補助率は、前条に規定する対象経費の10分の10とし、一のまちづくり組織につき100万円に当該まちづくり組織を構成する世帯の数に応じて別表第2に規定する額を加えた額を上限とする。

(平27規則14・令4規則13・一部改正)

(事業補助金の交付申請)

第12条 事業補助金の交付を受けようとするまちづくり組織は、小郡市協働のまちづくり推進事業(事業補助金)交付申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業補助金の交付決定)

第13条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、事業補助金の交付を決定したときは小郡市協働のまちづくり推進事業(事業補助金)交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をしたまちづくり組織に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付けることができる。

(事業補助金の請求及び支払)

第14条 前条の規定により事業補助金の交付決定を受けたまちづくり組織は、前条第1項の通知を受けた後、速やかに市長が指定する様式の請求書により、市長に事業補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、請求があった日から30日以内に当該まちづくり組織に事業補助金を、概算払により交付するものとする。

(事業の変更承認)

第15条 事業補助金の交付決定を受けたまちづくり組織は、補助金の対象となった事業を変更、追加又は中止する場合は、小郡市協働のまちづくり推進事業(事業補助金)変更承認申請書(様式第5号)に、変更後の事業計画書及び収支予算書等を添えて、市長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更を行う場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、事業補助金の変更を承認したときは小郡市協働のまちづくり推進事業(事業補助金)変更承認通知書(様式第6号)により、当該申請をしたまちづくり組織に通知するものとする。

(実績報告)

第16条 事業補助金の交付を受けたまちづくり組織は、事業補助金に係る事業が終了した

ときは、速やかに小郡市協働のまちづくり推進事業（事業補助金）実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 交付団体の事業に係る収支の状況が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（事業補助金の額の確定）

第17条 市長は、前項の実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき事業補助金の額を確定し、協働のまちづくり推進事業（事業補助金）確定通知書（様式第8号）により当該まちづくり組織に通知するものとする。

- 2 事業補助金の交付を受けたまちづくり組織は、前項の規定により通知を受けた事業補助金の確定額が、概算払の額を下回るときは、当該下回る額について市長が指定する日までに市長に返還するものとし、概算払の額を超えるときは、当該超える額について第11条に規定する額を上限として追加の支払いを受けることができる。

（支援金の取消し等）

第18条 市長は、支援金の交付を受けたまちづくり組織が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の一部又は全部の交付決定を取り消し、交付を停止し、又は返還を命じることができる。

- (1) 支援金を対象となる経費以外の経費に使用したとき
- (2) 虚偽又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき
- (3) 交付決定の際に付した条件に違反したとき
- (4) その他この規則の目的又は規定に違反したとき

（支援金に係る経理）

第19条 支援金の交付を受けたまちづくり組織は、支援金の対象となる経費の収支について、事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該証拠書類を事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときはまちづくり組織に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条に1項を加える改正規定については、平成27年度のまちづくり組織の決算から適用する。

附 則（平成28年4月22日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月28日規則第13号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

（令4規則13・旧別表・一部改正）

区分	経費の種類等
報償費	講師等謝礼、調査・研究の謝金等
旅費	交通費、費用弁償等
需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費等
役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
使用料・賃借料	会場使用料、物品・機器賃借料等
その他の経費	市長が必要と認める経費

別表第2（第11条関係）

（令4規則13・追加）

世帯数	金額
1世帯以上500世帯未満	0円
500世帯以上1,000世帯未満	25,000円
1,000世帯以上1,500世帯未満	50,000円
1,500世帯以上2,000世帯未満	75,000円
2,000世帯以上2,500世帯未満	100,000円
2,500世帯以上3,000世帯未満	125,000円
3,000世帯以上3,500世帯未満	150,000円
3,500世帯以上4,000世帯未満	175,000円
4,000世帯以上4,500世帯未満	200,000円
4,500世帯以上5,000世帯未満	225,000円
5,000世帯以上	250,000円

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

小 郡 市 長 殿

住所 _____

団体名 _____

ふりがな
代表者 _____ 印

(生年月日 年 月 日)

協働のまちづくり推進事業（運営交付金）交付申請書

下記事業について、 年度協働のまちづくり推進事業（運営交付金）の交付を受けたいので、小郡市協働のまちづくり推進事業支援金交付規則第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 団体名
2. 交付申請額
3. 添付書類
 - (1) 規約
 - (2) その他

※この申請書の提出をもって、代表者に記載した者について、小郡市補助金等交付規則(平成8年小郡市規則第9号)第2条の2に規定する排除対象者に該当するか否かに関し、福岡県小郡警察署に照会することを承諾したものとす。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

小郡市長

Ⓜ

協働のまちづくり推進事業（運営交付金）交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった協働のまちづくり推進事業（運営交付金）については、下記のとおり決定したので、小郡市協働のまちづくり推進事業支援金交付規則第7条に基づき、通知します。

記

交付

1. 団体名
2. 交付決定額
3. 交付予定時期
4. 交付条件

不交付

（交付しない理由）

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

小 郡 市 長 殿

住所 _____

団体名 _____

ふりがな
代表者 _____ 印

(生年月日 年 月 日)

協働のまちづくり推進事業（事業補助金）交付申請書

下記事業について、 年度 協働のまちづくり推進事業（事業補助金）の交付を受けたいので、小郡市協働のまちづくり推進事業支援金交付規則第12条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業名
2. 交付申請額
3. 事業の目的
4. 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 規約
 - (4) その他

※この申請書の提出をもって、代表者に記載した者について、小郡市補助金等交付規則(平成8年小郡市規則第9号)第2条の2に規定する排除対象者に該当するか否かに関し、福岡県小郡警察署に照会することを承諾したものとする。

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

殿

小郡市長

Ⓜ

協働のまちづくり推進事業（事業補助金）交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった協働のまちづくり推進事業（事業補助金）については、下記のとおり決定したので、小郡市協働のまちづくり推進事業支援金交付規則第13条の規定に基づき、通知します。

記

交付

1. 事業名
2. 交付決定額
3. 交付予定時期
4. 交付条件

不交付

（交付しない理由）

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

小 郡 市 長 殿

団体名 _____

代表者 _____ 印

協働のまちづくり推進事業（事業補助金）変更承認申請書

年 月 日付 第 号により、（交付決定・交付）を受けた事業について、小郡市協働のまちづくり推進事業支援金交付規則第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名
2. 承認内容
3. その理由
4. 特記事項

様式第6号（第15条関係）

第 号
年 月 日

殿

小郡市長

㊟

協働のまちづくり推進事業（事業補助金）変更承認通知書

年 月 日付をもって申請のあった協働のまちづくり推進事業（事業補助金）変更承認については、下記のとおり決定したので、小郡市協働のまちづくり推進事業支援金交付規則第15条第2項の規定に基づき、通知します。

記

承認

1. 事業名
2. 承認決定額
3. 交付予定時期
4. 交付条件

不承認

（承認しない理由）

様式第7号（第16条関係）

年 月 日

小 郡 市 長 殿

団体名 _____

代表者 _____ 印

協働のまちづくり推進事業（事業補助金）実績報告書

年 月 日付 第 号により、交付決定を受けた事業の実績について、小郡市協働のまちづくり推進事業支援金交付規則第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名
2. 事業完了年月日
3. 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 収支の状況が分かる書類
 - (4) その他

様式第8号（第17条関係）

第 号
年 月 日

殿

小郡市長

㊟

協働のまちづくり推進事業（事業補助金）確定通知書

年 月 日付をもって報告のあった協働のまちづくり推進事業（事業補助金）実績報告書を審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、小郡市協働のまちづくり推進事業支援金交付規則第17条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1. 事業名
2. 補助金の確定額
3. 特記事項

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第12条関係)

様式第 4 号 (第13条関係)

様式第 5 号 (第15条関係)

様式第 6 号 (第15条関係)

様式第 7 号 (第16条関係)

様式第 8 号 (第17条関係)